

議案第47号

読谷村地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例の一部を改正する条例

読谷村地区計画の区域内における建築物及び緑化率の制限に関する条例（平成29年読谷村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

座喜味東原地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された中部広域都市計画座喜味東原地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------	---

別表第2に次のように加える。

座喜味東原地区地区整備計画区域	田園住宅地区	第一種低層住居専用地域に建てられる建築物とし、そのうち公衆浴場に供する建築物を建築又は用途利用してはならない。
	沿道住宅地区	第二種低層住居専用地域に建てられる建築物とし、そのうち公衆浴場に供する建築物を建築又は用途利用してはならない。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第5条関係）

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	建築物の敷地面積の最低限度
大湾東地区地区整備計画区域	郊外住宅地区	198平方メートル
	低中層住宅地区	
	沿道サービス地区	330平方メートル
	商業地区	20,000平方メートル
波平平石原他西南地区地区整備計画区域	田園住宅地区	300平方メートル
	沿道住宅地区	260平方メートル
座喜味東原地区地区整備計画区域	田園住宅地区	300平方メートル
	沿道住宅地区	

別表第4に次のように加える。

座喜味東原地区地区整備計画区域	田園住宅地区	(1) 一般国道58号読谷道路及び県道12号線の道路境界線・・・2.5メートル（ひさしについては1.5メートル） (2) 区画道路及び一部の特殊道路の道路境界線・・・1.5メートル（ひさしについては0.5メートル）	1.0メートル（ひさしについては0.5メートル）
	沿道住宅地区		

別表第5に次のように加える。

座喜味東原地区地区整備計画区域	田園住宅地区	10メートル
	沿道住宅地区	

別表第6に次のように加える。

座喜味東原地区地区整備計画区域	田園住宅地区	<p>(1) 各建築物の屋根は勾配屋根とする。その勾配は20パーセント（5：1）以上、勾配屋根の面積は建築面積の3分の1以上とする。</p> <p>(2) 屋根及び外壁に用いる色彩は原色を避け、周囲と調和した色彩とする。</p> <p>(3) 建築物設備等の附属物は、道路など周辺から見えにくいようにする。</p> <p>(4) 出窓、外階段、ベランダ、受水槽等の位置は、第6条の規定に準ずるものとする。受水槽の屋上設置は禁止する。</p> <p>(5) 電柱は道路に接して住宅敷地内に配置し、電気、電話等の引込みは受電ポール型とする。</p>
	沿道住宅地区	

		<p>(6) 広告、看板類で次に掲げるものの一に該当するものは建築物に表示若しくは設置又は独立して建造してはならない。</p> <p>ア 一辺の寸法が1.2メートルを超えるもの又は表示面積が1平方メートルを超えるもの。</p> <p>イ 建築物の壁面から突出するもの。</p> <p>ウ 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観、風致を損なうもの。</p> <p>(7) 自動販売機等を設置する場合は、原色を避け、周囲と調和した色彩とする。</p>
--	--	--

別表第7に次のように加える。

座喜味東原地区地区整備計画区域	田園住宅地区	道路及び通路並びに隣地との境界線側に、垣又は柵を設ける場合は次の構造によるものとする。ただし、地形の関係でやむを得ない部分については、この限りで
	沿道住宅地区	

		<p>ない。</p> <p>ア 生垣</p> <p>イ 敷地面より60センチメートル以下（擁壁のある敷地については30センチメートル以下）の植栽ますを設け、これに植栽、生垣を施したものの。</p> <p>ウ 生垣に加えフェンス等透視可能なものを設置したもので、その高さを敷地面から1.5メートル以下としたものの。</p> <p>エ 敷地面から60センチメートル以下のブロック又はコンクリート等にフェンス等透視可能なものを設置したもので、その高さを敷地面から1.5メートル以下としたものの。</p>
--	--	--

別表第8を次のように改める。

別表第8（第10条関係）

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	建築物の緑化率の最低限度
大湾東地区地区整備計画区域	郊外住宅地区	10パーセント（間口の3分の1以上に接するように配置すること）
	低中層住宅地区	
	沿道サービス地区	10パーセント
	商業地区	
	遺跡地区	
読谷中学校跡地地区地区整備計画区域	校舎跡地地区	10パーセント
座喜味東原地区地区整備計画区域	田園住宅地区	10パーセント
	沿道住宅地区	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月28日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實